

令和3年第10回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年10月25日(月) 鶴ヶ島市農業交流センター		
開会時刻	午前 9時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時34分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名 出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二 出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志 出席
3	比留間 正道	出席	福島 義博 出席
4	内野 正子	出席	村野 利文 出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正 出席
6	須藤 良春	出席	
7	川鍋 昭人	出席	
8	小川 佐智恵	出席	
9	長谷川 正博	出席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
		氏名	出欠席
		玉木 亨	出席
		高橋 浩	出席
		戸田 勝利	出席
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について		
日程第3	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について		
日程第4	報告第10号 報告事項について		
日程第5	その他		
議事(担当)		内 容	
	議長	<p>(これより総会の開会)</p> <p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第10回農業委員会総会を開会します。</p>	
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号1番 滝島 光雄 委員</p> <p>議席番号2番 岡野とし子 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>	

日程第 2

議長

議案第 18 号

農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書をもとに、説明します。

- ・申請地は、鶴ヶ島清風高校の南東約320メートルに位置する第1種農地で、農業振興地域の農用地です。
- ・譲受人は、農業を始めて17年、従事日数は年間300日となります。
- ・作物は主に露地で根菜類を栽培し、主品目は、大根・人参・里芋・ごぼうとなっております、主な出荷先はJA直売所です。
- ・今回、農地取得に至った経緯は、国道407号バイパス線の道路用地として譲受人の畑の一部が買収されることになり、代替え地として耕作効率の良い農地を探していました。
- ・兄弟に相談したところ、弟さんが相続で取得した農地を譲渡してもよいとのことになり、取得を決めたものです。
- ・申請地は、所有農地と隣接しているため、効率よく耕作できるとのことです。

議長

次に担当する農業委員委員から説明をお願いします。

農業委員

- 譲受人に、確認した内容を報告します。
- ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
 - ・譲受人は、主に露地で大根・人参・里芋・ごぼうを栽培し、JA直売所に出荷しています。給食センターにも少し納品しているそうです。
 - ・土地取得の経緯は、事務局からの説明のとおりです。

議長

次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員

- 譲渡人に確認した内容を報告します。
- ・申請どおりの内容であることを確認しました。
 - ・申請地は、将来の分家用地として相続したそうですが、現在は狭山市に住んでおり、申請地に分家を建てることはないとのことでした。
 - ・所有する農地はここだけで、将来も営農の予定はないとのことでした。

議長

出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長

特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

		(起立全員)
日程第 3	議長	起立全員のため、「許可」とすることに決定しました。
	議長	議案第 19 号の1番 農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見具申についてを議題といたします。
		事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。
		<ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、西市民センターの北約290メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地指定がされていましたが、令和3年4月19日に除外されています。 ・譲受人は、土木事業を中心に事業を行っており、営業歴56年になります。 ・公共事業は、主に鶴ヶ島市、坂戸市の事業を請け負っており、令和3年度からは、埼玉県の入札にも参加しています。 ・民間事業は、地元の不動産業者、工務店、ハウスメーカーなどからの依頼が主となっています。 ・本社は市内にあり、事務所兼重機置場が市内に300㎡、資材置場が坂戸市内に1,075㎡あります。 ・事業拡大に伴い、現在の坂戸市内の資材置場と同規模の資材置場が必要になり、新たな資材置場用地を探していたところ、本申請地と巡り合うことができたそうです。 ・本申請地であれば、本社や既存の資材置場等との行き来もしやすく利用もしやすい形状であるとのこと。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・譲受人は、土木事業を中心に事業を行っていますが、事業拡大に伴い、現在ある坂戸市内の資材置場と同規模の資材置場が必要になったとのこと。 ・トラックの出入りを考え、前面道路の幅員が8メートル以上ある場所を探していたとのこと。
	議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請どおりの内容であることを確認しました。 ・所有する農地は他になく、将来営農することも無いとのこと。
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員
・申請地の前面道路は通学路となっています。安全の確保はどうなっていますか。
・申請地に接して防火水槽があります。何か配慮はするのでしょうか。

事務局
・事業者に対し、安全確保についての申し入れを行います。
・防火水槽については、周囲を単管パイプで囲い、車両が入らないよう対応すると聞いています。

委員
・10トントラックも出入りするので、通学する児童の安全確保は徹底していただきたいと思います。

事務局
・事業者はその旨伝えます。

委員
・申請地は2筆あり、その間に細い道路があります。この道路の状況はどうなっていますか。

事務局
・当該道路は市道として認定されていますが、払下げの手続きを行っていますので、この道路部分を含め、資材置場として利用することになります。

議長
以上で質疑を終了し、採決を行います。
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長
起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局
議案書をもとに、説明します。

・申請地は、東武越生線西大家駅の南東約330メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。
・譲受人は、妻、3才と1才の娘2人の四大家族で、現在は賃貸アパートに居住しています。
・譲受人は、1級建築施工管理技士として建築系の会社に勤めており、妻は看護師資格を所有し現在就職活動中です。
・子供の小学校入学までに定住先を決めたいと考え、坂戸市内の妻の実家に近いところを探していたところ、本申請地と巡り合うことができたそうです。
・譲受人は東松山市の大学に通っていたときに、坂戸市内のスーパーマーケットでアルバイトをしていたので、夫婦共に鶴ヶ島市や本申請地周辺にも土地勘があること、また、小中学校も比較的近いことなどから、子育てもしやすいと考えているとのこと。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・子供の小学校入学までに定住先を決めたいので、坂戸市内の妻の実家に近いところを探していたところ、本申請地と巡り合うことができたとのことです。
・通勤も問題ないとのことです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 連絡が取り難い所有者のため、前回と同様、事務局で対応していただくことになりましたので、よろしく申し上げます。

議長 事務局より、説明をお願いします。

事務局 譲渡人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・譲渡人は横浜にお住まいで、農業については、将来的にもできないとのことでした。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
・申請地は、東武東上線若葉駅の南東約630メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地については当初から指定されていません。
・譲受人の家族は、妻、2才と9か月の息子2人の四人家族で、現在賃貸アパートに居住しています。
・譲受人は、看護師として医療施設に勤めており、妻は現在育児休暇を取得しています。
・子供の成長に伴い、現在の賃貸アパートでは手狭になってきたため、お互いの職場に近く、またお互いの実家にも近いところを探していたところ、本申請地と巡り合うことができたそうです。
・小中学校も比較的近いことなどから、子育てもしやすいと考えているとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・本申請地は、夫婦2人の職場やお互いの実家にも近い
ため、定住先として申し分のない土地とのことです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求め
ます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しま
した。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
・申請地は、藤中学校の北約60メートルに位置する第
2種農地で、農業振興地域の農用地については当初から
指定されていません。
・譲受人は、妻と11か月の息子の三人家族で、賃貸ア
パートに居住しています。
・譲受人と妻は会社員で、妻は鶴ヶ島市内の会社に勤務
しています。子供の成長に伴い部屋が手狭になってきた
ことなどから、持ち家の検討を始めました。
・妻の両親が鶴ヶ島市内に居住しており、子育ての援助
などを考慮して土地を探していたところ、本申請地と巡
り合うことができたそうです。
・小中学校も近いことなどから子育てもしやすいと考
えているとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・譲受人は、現在妻と息子の3人で賃貸住宅に暮らしており、子供の成長に伴い部屋が手狭になってきたことなどから、持ち家の検討を始めたそうです。 ・本申請地ならば、妻の職場や実家にも近く、子どもの面倒を見てもらえるなど、定住先としては申し分のない土地とのことです。
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・譲渡人は現在一人住まいで、自宅に隣接した農地を耕作するのが精いっぱいとのことです。 ・残地についても耕作できないので、分筆して売りたいと考えているとのことです。
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・進入路が長くなっていますが、幅員に問題はありませんか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に適合した幅員となっています。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も同様な進入路が隣接して整備されることを考えると、進入路を市に寄付してもらい、市道として管理することも考えられますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市の寄付採納の基準にはあてはまらないと思われます。このため、市道としての管理は考えられないと思います。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の際、隣接する農地に砂利が入らないようにしていただきたいと思います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者はその旨を伝えます。
議長	<p>以上で質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>報告第10号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。</p>

	事務局	<p>議案書をもとに、説明（報告）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和3年第9回総会における審議案件 <p style="text-align: right;">5 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条の転用届出専決処分 ・農地法第5条の転用届出専決処分 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 <p style="text-align: right;">1 件 1 件 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸証明の発行 <p style="text-align: right;">2通</p>
	議長	<p>各委員からの質疑、意見等を求めます。</p> <p>（質疑・意見なし）</p>
	議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>（起立全員）</p>
	議長	<p>起立全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第5	議長 事務局	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議事録の署名	議長 事務局	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p> <p>本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。 議長及び議事録署名委員（2名）の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和3年第10回農業委員会総会を閉会します。</p>